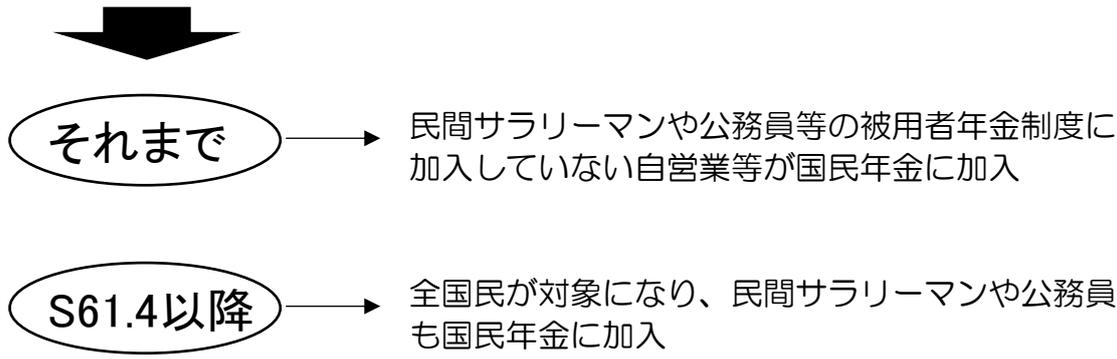


被用者年金制度一元化に関する説明会
(年金)

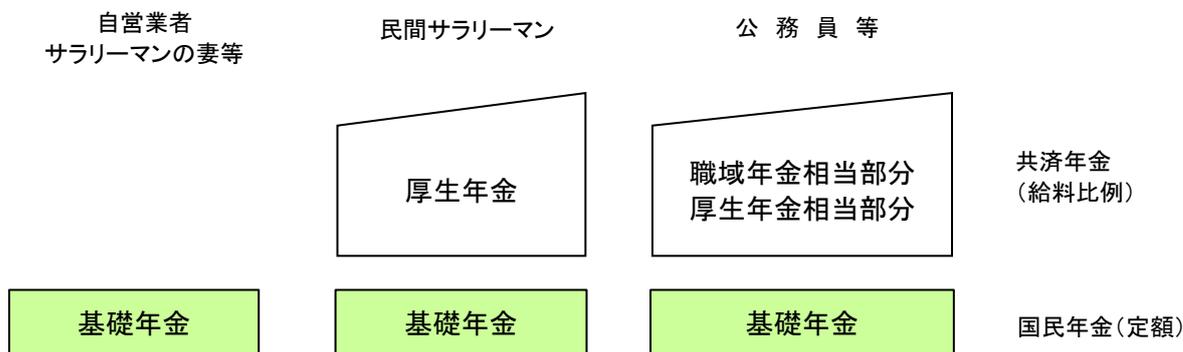
公立学校共済組合石川支部

■ 公的年金制度のしくみ

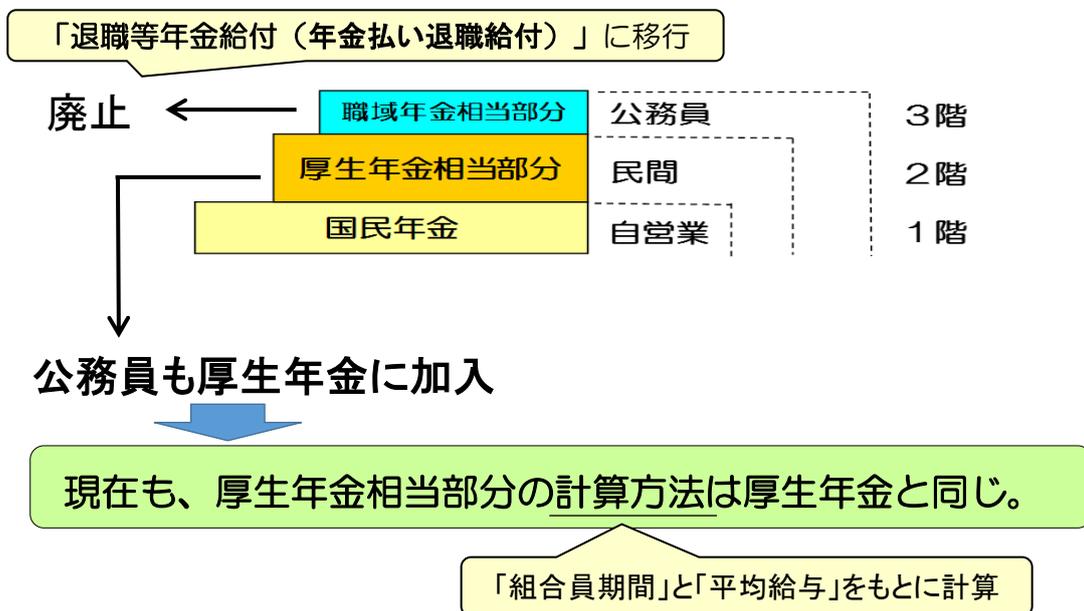
昭和61年4月に法改正

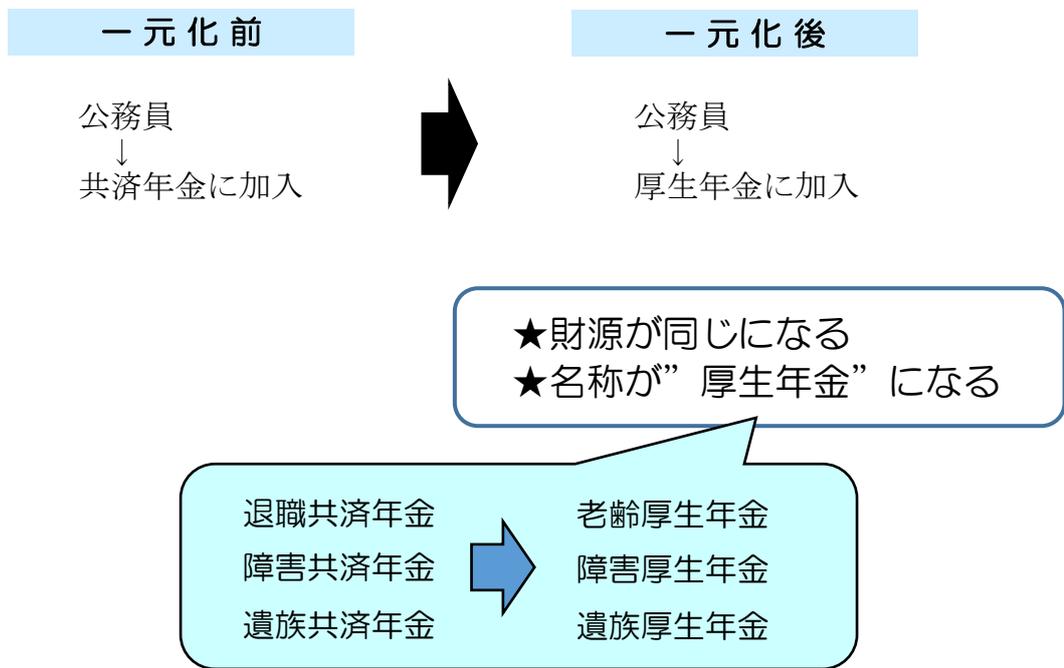


【図1】



■ 共済年金は厚生年金に統一





■被用者年金一元化への移行

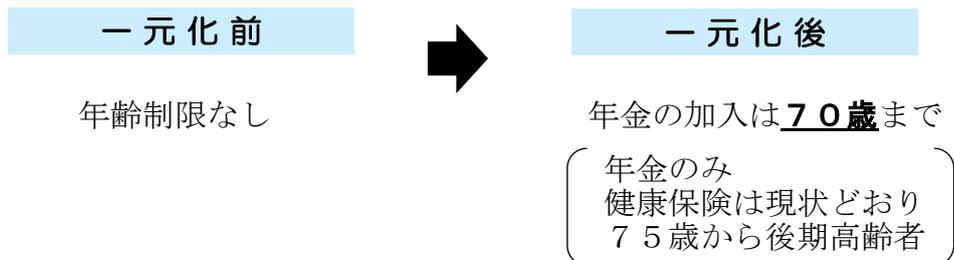
一元化の時期 →

平成27年10月

■被保険者の年齢制限

(組合員)

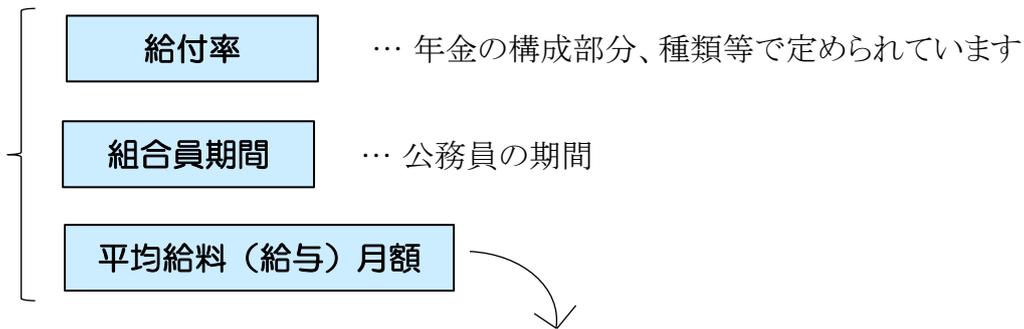
大学の教授 etc



※70歳以降も在職中は
標準報酬の額に応じて
年金は支給停止

■年金の計算基礎

年金額は、次の3つによって計算されます。



～平成15年3月

給料を基礎として
「平均給料月額」を算出

昭和56年4月1日以前から組合員であった場合は昭和56年4月から平成15年3月までの給料を基礎として算出

平成15年4月～

給料と期末手当等を基礎として
「平均給与月額」を算出

[総報酬制]

■標準報酬制への移行

一元化前

手当率制

給料

給料の月額 × 1.25
(基本給に調整額・教職調整額足した額)

× 保険料率

一元化後

標準報酬制

標準報酬月額

(基本給の他、通勤手当や扶養手当等の諸手当を全部足した額を「等級表」に当てはめて算出した額)

× 保険料率

(毎年4～6月までの報酬の平均額を基に、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定。)

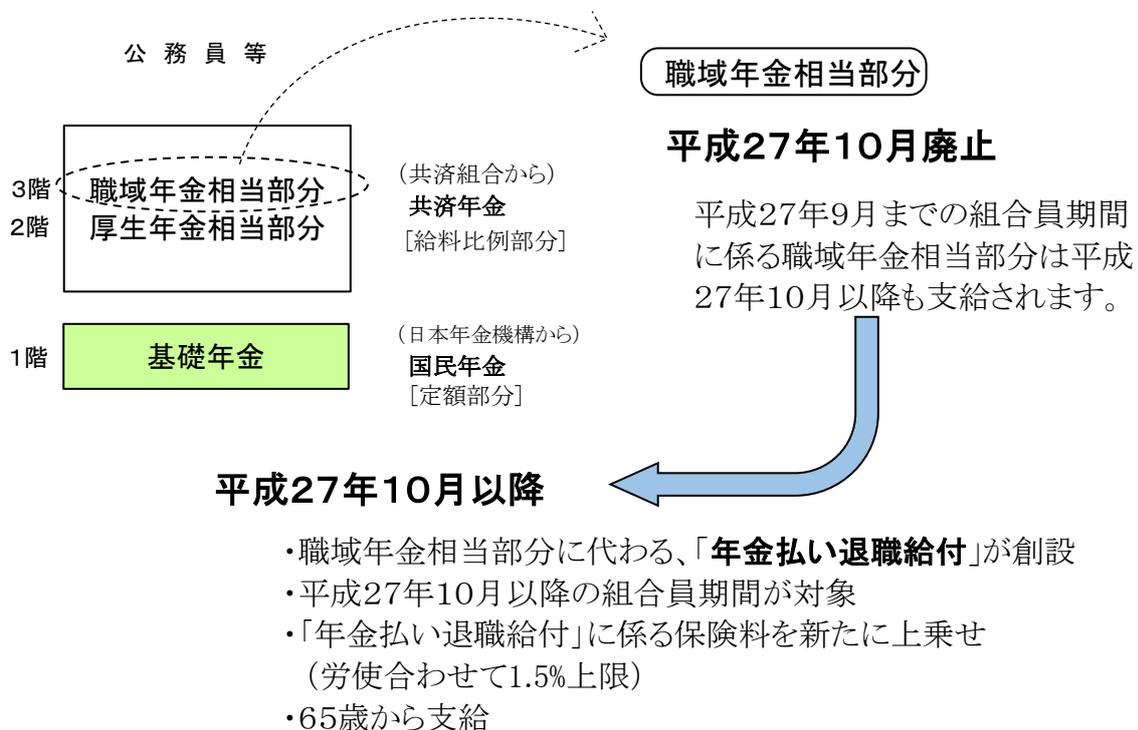
期末手当等



！ ポイント

一元化後は、基本給が同じでも、通勤手当や、扶養手当など、手当の額が大きいと年金の額は高くなるが、掛金の額も高くなる。

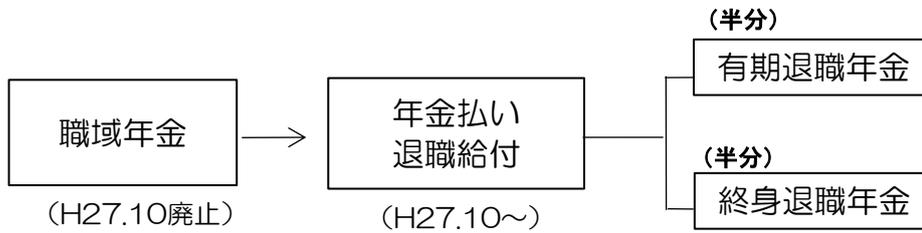
■ 「年金払い退職給付」の創設



！ 留意点

「年金払い退職給付」の運用に係る利子は、「掛金の払い込みがあった月」から計算されますので、育休復帰や無給休職の方などで、掛金の納入が翌月以降になると年金額に不利益となります。

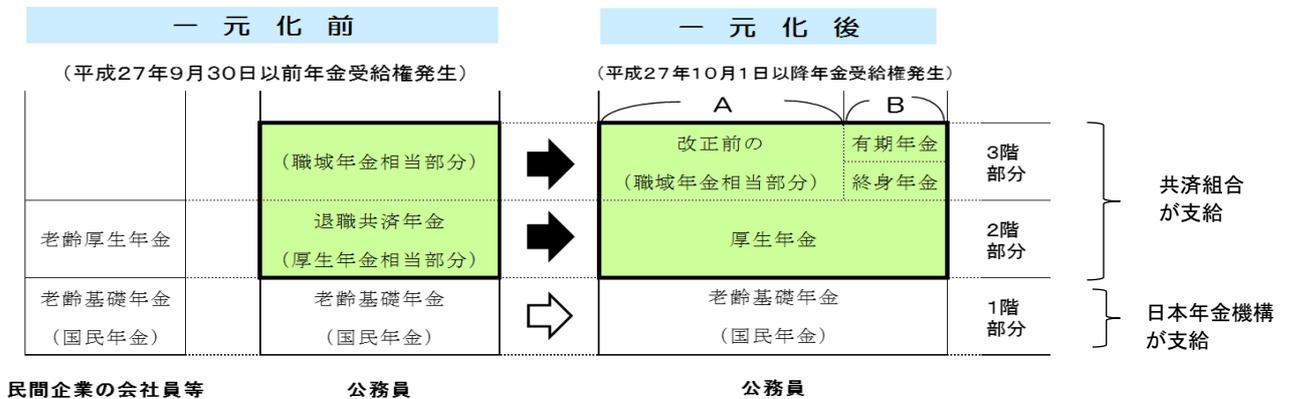
図1



有期年金：10年又は20年あるいは一時金として受給
(本人死亡の場合、残余分を遺族へ一時金として支給)

終身年金：本人死亡の場合、消滅

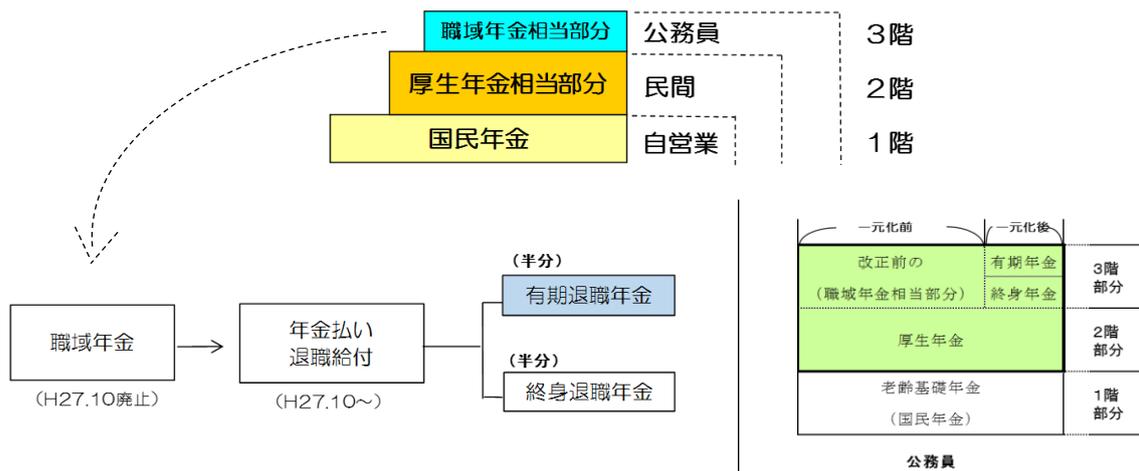
図2 一元化後の年金支給イメージ図



A：平成27年9月30日以前の組合員期間をもとに算出

B：平成27年10月1日以降の組合員期間をもとに算出

■有期退職年金を「一時金」で受給するとき



有期年金：10年又は20年あるいは **一時金**として受給
 (本人死亡の場合、残余分は遺族へ一時金として支給)
 終身年金：本人死亡の場合、消滅

65歳から支給

「有期退職年金」は申し出をすれば一時金として受給可能

★有期退職年金を一時金として受給するには、**請求時(65歳到達時)**に以下のことが必要になります。

- 退職した年の1月1日現在の住民票上住所を把握
- 「退職所得の受給に関する申告書」の提出
- 退職金に係る「源泉徴収票」の提出

(注) 今後、法律改正が行われた場合はこの限りではありません。

※公的年金は「雑所得」となりますが、有期退職年金を**一時金**で受給すると「**退職所得**」となります。従って、**退職時に退職金も受給している場合**、「退職所得の受給に関する申告書」の提出には**退職金に係る「源泉徴収票」の添付が必要**になります。

※「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は一律**20.42%**の税額がかかります。

※請求時(65歳到達時)には、**退職してから数年～数十年が経過**していることとなります。それまで**源泉徴収票を各自で保管**しておく必要がありますが、紛失しても**再発行はしてもらえない可能性**があります。
 (一時金として受給しない場合は不要です。)

見本



年 月 日 税務署長 市町村長 殿		年分	退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	あなたの 氏名	氏名
	名称 (氏名)		現住所
			その年1月1日現在の住所

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年	
	② 退職の区分等	一般 [] 生活の 有・無 障害 [] 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年	
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日	年	
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年
					自 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日	年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日	年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
				市町村民税 (円)	道府県民税 (円)			
B	一般	・	・			・	一般障害	
B	特定役員	・	・			・	一般障害	
C	・	・	・			・	一般障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

■ 障害厚生年金

受給要件

① 初診日において組合員であること。

初診日 … 原因または誘因となった病気において初めて医師の診療を受けた日

※初診日が民間等の被保険者期間中である場合は、日本年金機構等で手続きすることになります。

② 障害認定日において障害等級1～3級に該当すること。

障害認定日 … 初診日から1年6月を経過した日又は症状が固定した日



※ 障害者手帳の等級とは異なります。

手続きの流れ

- ① 診断書等の必要書類を提出(指定の様式)
- ↓
- ② 審査
- ↓
- ③ 3級以上に該当した場合、年金決定

特例 7 症例

以下の症例は必ず障害年金に該当しますので、当てはまる方でまだ障害年金を申請していない方は共済組合までご連絡をお願いします

症 例		障害認定日
①	上肢・下肢を離断又は切断	その日
②	人工骨頭又は人工関節を挿入、置換	
③	心臓ペースメーカー又は人工弁を装着	
④	人工肛門造設、尿路変更施行	6ヶ月を経過した日
	人工膀胱造設	その日
⑤	喉頭全摘出	その日
⑥	在宅酸素療法	在宅酸素療法開始日
⑦	人工透析療法施行	療法開始日から3ヶ月目

には 植え込み型除細動器 (I C D) を含む

一元化前

保険料の納付

納付要件なし

一元化後

初診日の前々月までの**保険料納付済み期間**および保険料**免除期間**を合算した期間が**3分の2以上必要**

初診日のある月の**前々月までの1年間に保険料の未納がないこと**

障害年金の支給

在職中は支給停止
(障害基礎年金は在職中も支給)

在職中も支給

(傷病手当金の支給がある場合は調整あり
職域年金相当部分は停止)

※ 経過的職域加算 (職域年金相当部分) は、初診日が一元化後である場合は、在職中・退職済みにかかわらず支給されません。

■再就職した場合の年金の支給停止

	雇用形態等	年金に支給について
①	国家公務員や地方公務員の共済組合に再加入した場合 フルタイムの再任用になった場合	原則、支給停止 (職域年金相当部分の支給無し)
②	厚生年金保険の被保険者(第1号、第4号)となった場合 (民間・再任用短時間[31時間])	一部または全部が 支給停止
③	上記以外の再就職 (パート・再任用短時間[ハーフ]等)	支給されます

厚生年金保険

- 第1号被保険者 (民間)
- 第2号被保険者 (国家公務員)
- 第3号被保険者 (地方公務員)
- 第4号被保険者 (私学)

年金の停止額の計算

(65歳まで)

区 分	停止額(年額)
1か月あたりの年金額 \leq 28万円、 かつ 基準給与月額相当額 \leq 47万円	$(\text{基準給与月額相当額} + 1\text{か月あたりの年金額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \times 12$
1か月あたりの年金額 \leq 28万円、 かつ 基準給与月額相当額 $>$ 47万円	$\left\{ (47\text{万円} + 1\text{か月あたりの年金額} - 28\text{万円}) \times 1/2 \right\} + \text{基準給与月額相当額} - 47\text{万円} \times 12$

基準給与月額相当額 : 標準報酬月額 + 直近1年間の標準期末手当等の額 \div 12

★ 平成27年9月30日以前に退職共済年金受給権が発生している方で、一元化前より厚生年金保険(第1号または4号)の被保険者である場合には経過措置が設けられています。

- ・年金
- ・標準報酬月額
- ・過去1年間の期末手当等

1か月あたりの額

28万円を超えた場合に
超えた額の1/2を年金停止

事例

- 年金額（1か月あたり） 14万円
 - 標準報酬月額 30万円
 - 直近1年間の標準期末手当等の額（1か月あたり） 6万円
- （年額168万円）
50万円

▼停止額

$$\left[\{30万+6万\} +14万 - 28万 \right] \times 1/2 = 11万 <月額>$$
$$\times 12 = 132万 <年額>$$

■ その他

年金の受給資格期間

- ★ 年金の受給には、公的年金制度に加入した期間が25年以上必要です。この受給資格期間が平成27年10月より25年から10年に短縮される予定でしたが、消費税増税が見送られたため、期間の短縮も見送られることになりました。

▼生年月日による経過措置

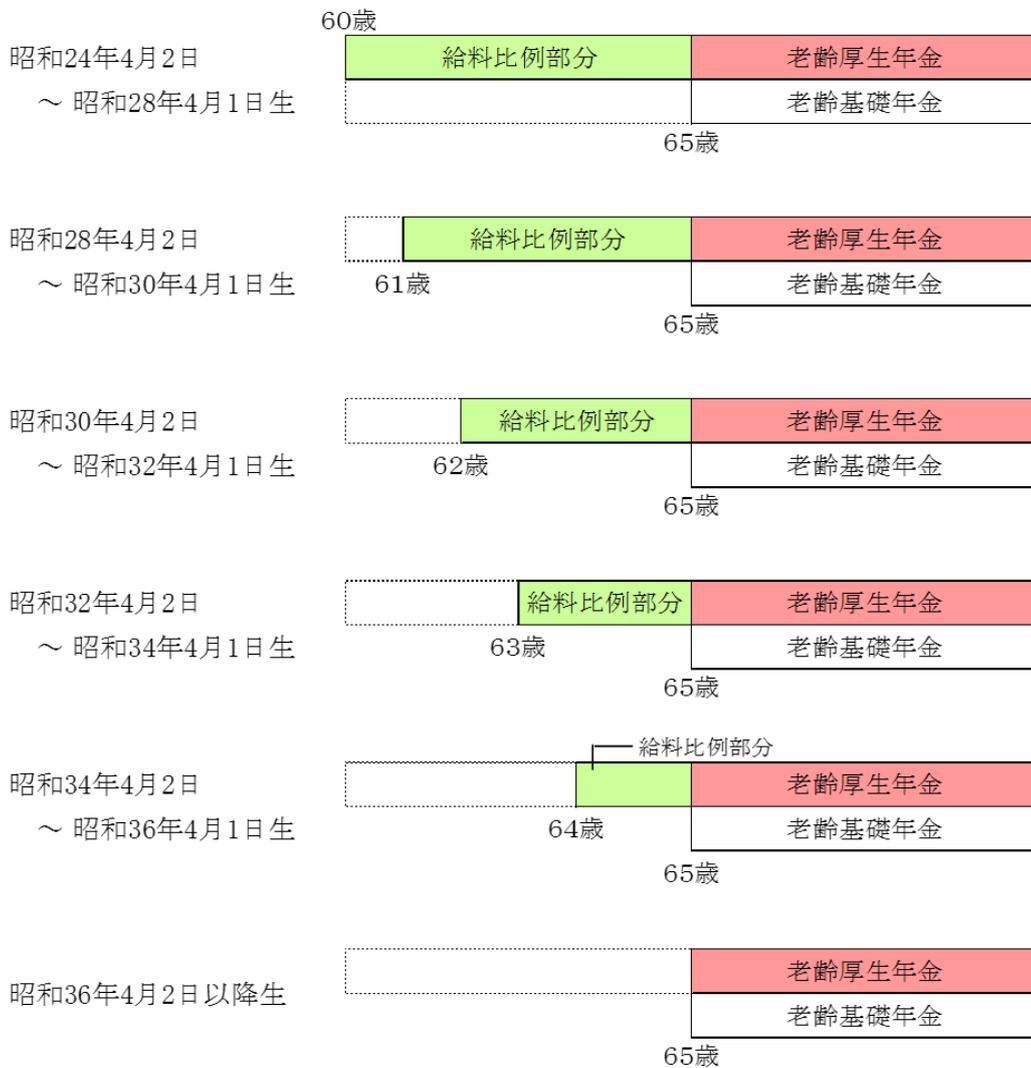
生 年 月 日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前に生まれた者	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者	24年

年金の支給開始年齢

現在、年金の支給は、生年月日により60歳から65歳まで支給開始年齢が引き上げられています。

女性は、民間等にお勤めであった期間に係る年金と、共済組合の期間に係る年金では、支給開始年齢が異なっていますが、これについては、一元化後も、統一(変更)はされません。

厚生年金（第3号被保険者〔共済組合〕）の支給開始年齢

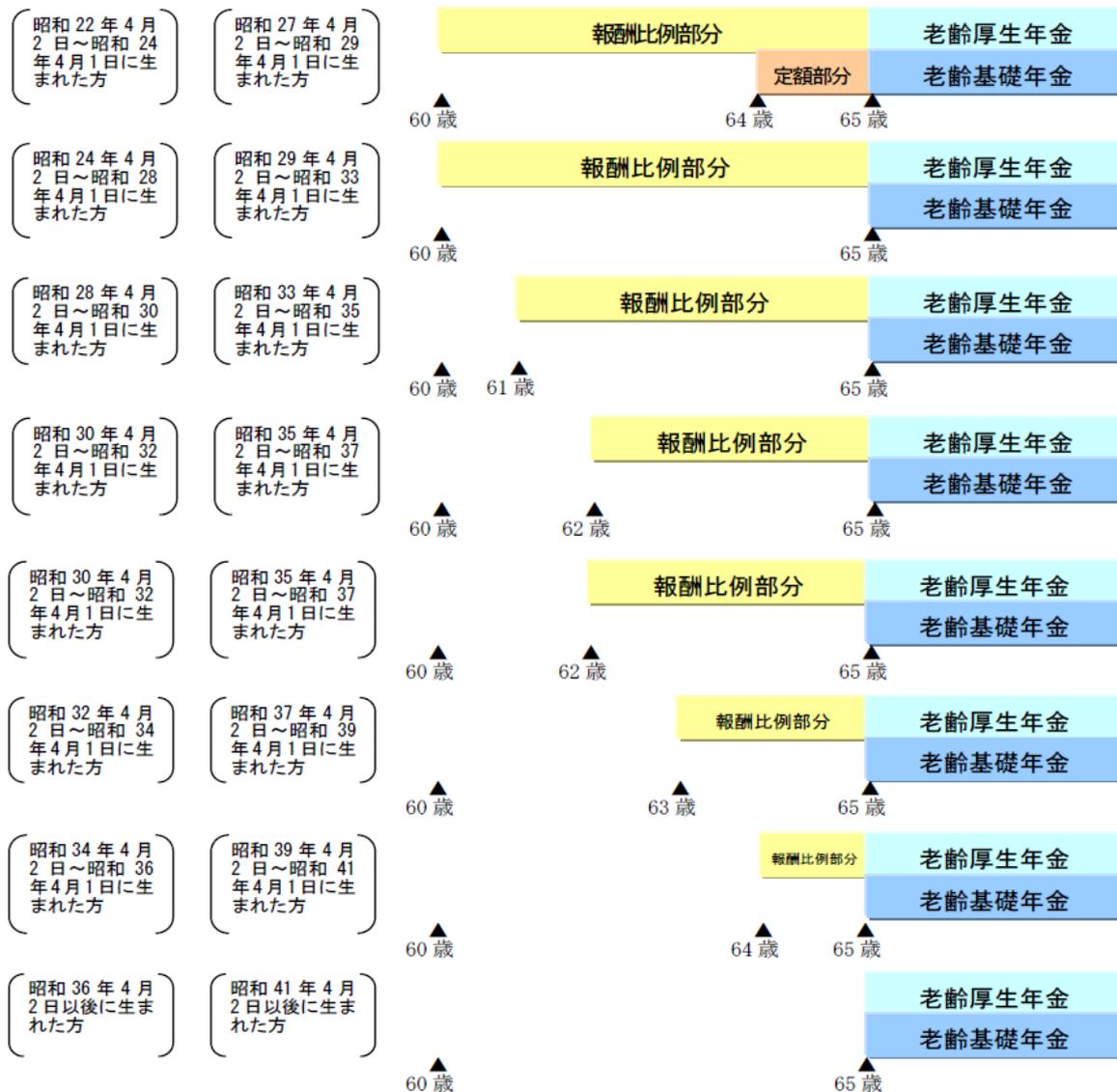


※**老齢基礎年金**は、日本年金機構から別途支給される**国民年金**です。

厚生年金（第1号被保険者〔民間等〕）の支給開始年齢

男性の場合

女性の場合



※ 加入月数が12ヶ月未満の方の支給は65歳からとなります。